

5月16日時点の情報です

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

4回目の接種が始まります

閩市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

TEL 0120(884)056

(土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分)

※お掛け間違いのないようご注意ください。

国の動向により、4回目接種の内容及スケジュールが変更となる場合があります。最新情報は、市ウェブサイト・市LINE公式アカウントからお知らせしますので、ぜひLINEの友だち登録をお願いします。



LINE 友だち登録

4回目接種のお知らせ

接種対象者

3回目の接種完了から5カ月以上経過した、次の人が対象です。

- ① 60歳以上の人
- ② 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める人(基礎疾患を有する者等)

※②の対象者の範囲は下表に当てはまる人のことです。

使用するワクチン

ファイザー社製ワクチンおよび武田/モデルナ社製ワクチンを使用します。

接種回数

4回目接種は一人1回です。

接種スケジュール

6月から順次4回目接種を開始する予定です。

接種券の送付

接種対象者により接種券の入手方法が異なります。

- ① 「60歳以上の人」⇒順次接種券を送付します。
- ② 「基礎疾患を有する者等」⇒対象者からの事前の申請が必要です。市ウェブサイトの申し込みフォーム [https://logofom.jp/f/heQQK] または市コールセンターに申請してください。市から接種券を送付します。

申し込みフォーム [https://logofom.jp/f/heQQK] または市コールセンターに申請してください。市から接種券を送付します。



予約方法

1～3回目の予約方法と同様、LINEによる予約、パソコン・スマートフォンからのウェブ予約、電話による予約(市コールセンター)をお願いします。



市ウェブサイト

接種会場や予約の開 始時期は市ウェブサ イトなどで確認を

接種会場や予約開始時期は決まり次第お知らせします。市ウェブサイト・市LINE

公式アカウントの他、接種券同封の「お知らせ」からご確認ください。

予約開始時期は3回目接種完了の時期により異なります。

②基礎疾患を有する者等とは (18歳以上60歳未満の人)

■以下の病気や状態の方で、通院・入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病(肝硬変など)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障がいなど)
- ・染色体異常

- ・重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障がいと重複した状態)
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障がい者保健福祉手帳を所持している(※)、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障がい(療育手帳を所持している(※)場合)

※各手帳を所持している方については、通院または入院をしていない場合も、基礎疾患がある方に該当します。

■基準(BMI30以上)を満たす肥満の方
(BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))

■新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた方

小児（5歳～11歳）対象のコロナワクチン接種（1・2回目接種）を実施中

対象者には2月下旬に接種券を送付しています。

予約方法は12歳以上の対象者とは異なりますので、接種券同封の「お知らせ」をご覧ください。

※なお、5歳となり新たに接種対象者となった人には、順次接種券を送付しています。



申請期限を再延長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

同支援金の申請期限が令和4年6月30日(木)から令和4年8月31日(水)に再延長となりました。

対象となる可能性のある世帯には市役所より案内を送付しています。

支給には貸付状況や所得要件、求職活動要件などがありますので詳しくは、市ウェブサイト（増進型地域福祉課のページ）をご覧ください。



☎同支援金特設相談支援窓口（内線224）

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免および徴収猶予

― 郵送での手続きにご協力を ―

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各制度について、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合や、新型コロナウイルス感染症の影響に

よって事業収入などの減少率が前年の当該事業収入などの3割以上見込まれるなどの場合は、保険料の減免対象となります。なお、減免には、申請が必要です。また、新型コロナウイルス

感染症の影響により、保険料の納付が困難な人には、徴収の猶予が認められる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

■減免申請には郵送手続きをご利用ください

保険料決定通知書送付後は毎年、保険料減免申請などで窓口が大変混雑します。感染症予防対策として、減免申請については可能な限り郵送による申請のご協力をお願いします。

ます。なお、事前にお問い合わせいただければ減免の申請に必要な書類を、返信用封筒を同封の上郵送します。

☎国民健康保険について☎保険年金課（内線151、150）、介護保険について☎高齢介護課（内線175、176）、後期高齢者医療について☎福祉医療課（内線158、159）

マイナポイントに関する全メニューが一時停止

メンテナンスのため、下記の期間はマイナポイントの申し込みや申し込み状況照会などの全てのメニューが利用できません。

とき 6月4日(土)、午前0時～5日(日)、午後10時
※6月5日(日)は、市サポート窓口も開設されません。

☎市マイナポイント専用窓口（内線6009、6068）
または総務省コールセンター ☎0120(95)0178
※マイナンバーカードの取得については、市民窓口課（内線131、132）。

※マイナポイント事業について詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

